

三沢市国土強靱化地域計画

三 沢 市
令和2年12月

【目次】

第1章 計画策定の趣旨・位置付け	
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	1
3. 計画期間	1
第2章 基本的な考え方	
1. 基本目標	2
2. 事前に備えるべき目標	2
3. 基本的な方針	2
第3章 想定するリスク	
1. 三沢市の地域特性	4
2. 対象とする自然災害	6
3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	9
第4章 脆弱性評価	
1. 脆弱性評価の考え方	11
2. 脆弱性評価の実施手順	11
第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策	
1. 対応方策取りまとめの考え方	12
2. 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策	12
3. 施策の重点化	12
第6章 計画の推進	
1. 計画の推進	13
2. 計画の進捗管理	13
3. 他の計画等の見直し	13

- 資料1 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策
- 資料2 三沢市国土強靱化地域計画に関する主な事業

第1章 計画策定の趣旨・位置付け

1. 計画策定の趣旨

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を通じ、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に実施することを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が制定された。平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。

青森県においては、これまで「みんなでつくる安全・安心な青森県」を目指し、「災害や危機に強い人づくり、地域づくり」に係る様々な取組を進めてきたほか、災害時に人命を守ることを最優先に、「孤立集落をつくらない」という視点と「逃げる」という発想を重視した、防災対策と危機管理体制の強化などのハード・ソフト一体となった本県独自の取組である「防災公共」等を推進してきたところである。

こうした状況を踏まえ、「命と暮らしを守る青森県」を目指し、県民の命を守ることを最優先に、大規模自然災害が発生しても、機能不全に陥らない、迅速な復旧・復興が可能な、強靱な地域づくりを推進するため、平成29年3月に青森県国土強靱化地域計画を策定した。

本市においても、基本法の趣旨や過去の自然災害の教訓を踏まえ、大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」をもった「強靱な地域」を作り上げる施策を推進していくため、「三沢市国土強靱化地域計画」を策定する。

2. 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画と調和を図るとともに、青森県国土強靱化地域計画との調和及び連携・役割分担を図る。

また、第二次三沢市総合振興計画と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための指針として定める。

3. 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までのおおむね5年間とする。

なお、計画期間中であっても、社会経済情勢の変化や施策の進捗状況等を考慮し、必要に応じて見直しを行うこととする。

第2章 基本的な考え方

1. 基本目標

次の4つを基本目標とする。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られること
- ④ 迅速な復旧・復興が図られること

2. 事前に備えるべき目標

「基本目標」を達成する上で事前に備えるべき目標として、次の7つを設定する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること
- ③ 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせないこと
- ⑤ 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること
- ⑥ 重大な二次災害を発生させないこと
- ⑦ 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること

3. 基本的な方針

先に掲げた4つの基本目標と7つの事前に備えるべき目標を達成し、本市の安全・安心を確保するため、以下の点について特に配慮し、国土強靱化に取り組む。

(1) 三沢市の国土強靱化に向けた取組姿勢

- ① 国・県・周辺市町村等と一層の連携協力を図るとともに、市民等への情報提供・避難体制の強化等を推進すること
- ② 東日本大震災の経験や人口減少問題等、幅広い観点から検討すること
- ③ 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力の向上につなげること
- ④ 社会経済システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること

(2) 適切な施策の組合せ

- ① ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせること
- ② 自助・共助・公助を適切に組み合わせること
- ③ 非常時のみならず平時にも有効活用できる対策とすること

(3) 効率的な施策の推進

- ① 人口減少等に起因する需要の変化等を踏まえた、効果的で効率的な施策の推進を図ること
- ② 国の施策、既存の社会資本、民間資金の活用を図ること

(4) 三沢市の地域特性を踏まえた施策の推進

- ① 「第二次三沢市総合振興計画」との調和を図ること

- ② 地域の特性を踏まえるとともに強みを生かした施策の推進を図ること
- ③ 冬期間における災害発生への対応を念頭に置いた対策とすること

第3章 想定するリスク

1. 三沢市の地域特性

(1)環境

本市は、青森県の南東部にあり、東は太平洋、西は小川原湖に面している。四季の変化は3か月ごとに移り変わるが、夏は偏東風（ヤマセ）の影響で低温多湿、冬はアジア大陸からの季節風の影響が少ないことから、降雪量が少なく晴天の日が続く住みやすい環境である。

本市を流れる河川は、一級河川の高瀬川・古間木川・姉沼川のほか、普通河川の三沢川がある。これらの河川はおおむね平坦地を流れることから緩やかな流れとなっている。

太平洋に面する海岸線の総延長は26.026kmに達している。南部に建設された三沢漁港は第3種漁港として登録されている。

(2)社会経済基盤等

【道路】

- 国道 338号
- 県道 8号線（八戸野辺地線）
10号線（三沢十和田線）
22号線（三沢七戸線）
170号線（天ヶ森三沢線）
254号線（大町三沢線）

【鉄道】

- 青い森鉄道線

【空港】

- 三沢空港

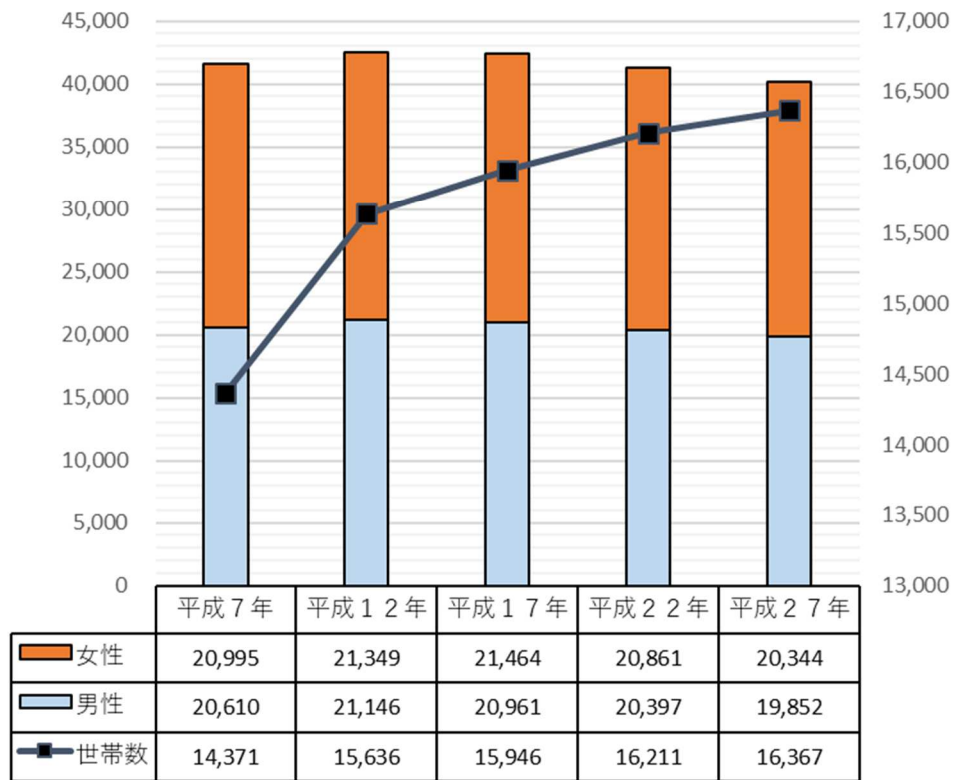
(3)人口・世帯

① 男女別人口と世帯数

三沢市における人口は、平成12年をピークに減少に転じている。しかしながら、青森県内の減少率ほどの減少はしていない。

世帯数は、単身世帯が高年齢を中心に増えていることもあり、緩やかな増加となっている。これはコミュニティ形成の妨げになるおそれがあるため、共助の意識を定着させることが重要である。

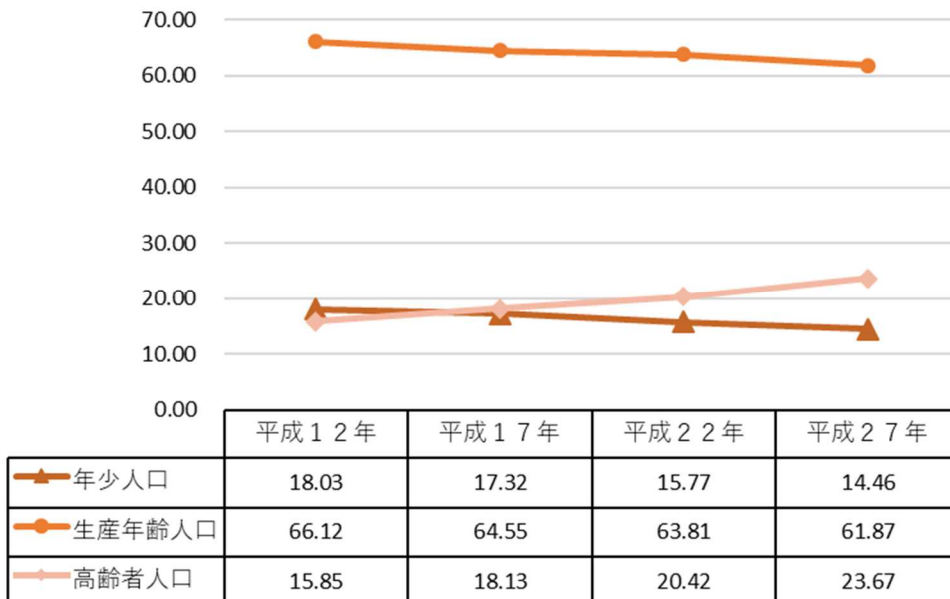
人口と世帯数の推移



(資料：国勢調査)

② 三沢市における平成 2 7 年の年齢別人口割合を見ると、年少人口割合（0～1 4 歳）は 14.46%、生産年齢人口割合（1 5～6 4 歳）は 61.87%、高齢者人口割合（6 5 歳以上）は 23.67%となっている。少子高齢化への動きが顕著であることが分かる。

年齢別（3区分）の推移



(資料：国勢調査)

2. 対象とする自然災害

国民生活及び国民経済に大きな影響を及ぼすリスクについては、一たび大規模な自然災害が発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらす可能性があることから、国の基本計画においては、大規模自然災害を対象としている。

三沢市においても、基本計画と同様に「大規模自然災害」を対象とする。

「起きてはならない最悪の事態」の設定に当たっては、これまで本市において発生した災害による被害や、最新の被害想定調査の結果のほか、他市町村における大規模自然災害の被害等を参考とするとともに、複数の自然災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生の可能性についても配慮する。また、大規模自然災害に起因する二次災害についても対象とする。

(1)地震・津波

年月日	種類	概要
明治29年 6月15日	津波 (三陸海嘯)	明治三陸地震に伴う大津波により死者126人、負傷者30人、家屋の流失・全壊192戸、半壊19戸の被害を受けた。
昭和8年 3月3日	津波	昭和三陸地震に伴う津波により死者行方不明者26人、負傷者49人、家屋の流失74戸、倒壊家屋26戸の被害を受けた。
昭和43年 5月16日	地震 (十勝沖地震)	午前9時48分、北緯40.7度、東経143.6度、青森県東方沖の深さ20kmの地点を震源とするマグニチュード7.9の地震が発生し、青森市、八戸市、むつ市で震度5を観測した。この地震により、県内各地で建物の倒壊、火災の発生、交通の途絶、電話の不通、水道の断水等の被害を受けた。当市においても、死者1人、負傷者62人、住家被害750戸のほか、公共施設等に大きな被害を受け、その被害総額は53億7,813万円に達した。
平成6年 12月28日	地震 (三陸はるか沖地震)	午後9時19分、北緯40.4度、東経143.7度、三陸沖のごく浅いところを震源とするマグニチュード7.6の地震が発生し、八戸市で震度6を観測したほか、青森市、むつ市、盛岡市で震度5を観測した。 この地震により、当市においては重傷者2人、軽傷者25人、住家被害842棟に及ぶ被害を受け、公共施設の被害4億5,842万円を含めた総被害額は16億6,937万円に達した。
平成23年 3月11日	地震・津波 (東日本大震災)	午後2時46分、北緯38.1度、東経142.9度、三陸沖の深さ24kmを震源とするマグニチュード9.0の地震が発生し、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6強から震度1を観測。本市

		<p>では震度4を観測した。</p> <p>この地震による津波が本市沿岸部を襲い、死者2人、負傷者1人の人的被害を受けたほか、住家・非住家合わせて188棟に及ぶ建物被害が生じ、水産業関係被害(三沢漁港)45億3,258万円を含めた総被害額は78億3,511万円に達した。</p>
--	--	---

○ 青森県地震・津波被害想定調査

青森県では、平成24年度から平成25年度及び平成27年度に青森県周辺の太平洋沖合、日本海沖合、及び内陸直下の各々の領域に最大クラスの地震を想定し、人的被害及び建物被害等の調査を行っている。

名称 (調査年度)	太平洋側海溝型地震 (H24・25)	日本海側海溝型地震 (H27)	内陸直下型地震 (H24・25)
MW	9.0	7.9	6.7
考え方	昭和43年十勝沖地震及び平成23年東日本大震災の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定	「日本海における大規模地震に関する調査検討会(国土交通省)」で設定された震源モデルのうち、「平成26年度津波浸水想定調査(青森県)」において採用した4つの断層を震源モデルとして設定	「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査(産業総合研究[2009])」により内断層北に海底活断層が推定されたことから、震源モデルを設定
想定被害の概要	最大震度 7 死者数 約25,000人	最大震度 6強 死者数 約6,900人	最大震度 7 死者数 約2,900人

(2)風水害

年月日	種類	概要
昭和55年 8月23日	水害	三八上北地方は8月中旬から下旬にかけて長雨が続き、特に23日～24日、30日～31日にかけて大雨が降った。23日には87mmの雨量を記録し、床上浸水5戸、床下浸水35戸、農作物の冠水6ha、浸水16haの被害を受けた。
平成2年 10月26日 11月4日	水害	発達した強い低気圧の通過に伴い、10月26日朝から27日午前9時までに153mm、11月4日朝から5日午前9時までに114mmの雨量を記録した。 このため、古間木川の増水や市街地の低地帯で側溝からあふれた雨水等による浸水被害が続出し

		<p>た。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月26日～27日：崖崩れ7か所、全壊1戸、床上浸水46戸、床下浸水137戸、田畑の冠水・埋没2.6ha ・11月4日～5日：床上浸水82戸、床下浸水123戸、田畑の埋没4.6ha
平成3年 9月28日	台風	台風19号の通過に伴い、最大風速39.5mを記録。死者2名、被害総額は約6億円に達した。
平成13年 9月11日	水害	台風15号の通過に伴い9月11日夜から12日朝まで大荒れの天気となり、降り始めからの総雨量が三沢市の9月1か月間の平均雨量を超える186mmとなった。このため、古間木川流域住民に避難勧告を発令。古間木川流域や市街地の低地帯で側溝からあふれた雨水等により床上浸水18戸、床下浸水87戸等の被害を受けた。

(3) 大火災

年月日	種類	概要
昭和41年 1月11日	大火	午後2時14分頃中央町2丁目の商店街から出火。火は折からの西風（風速22m～26m）にあおられて燃え広がり、目抜き通りの商店街をひとなめにして、さらに南と東に5時間40分にわたって延焼。午後7時55分鎮火した。この火災によって商店や住宅など450戸が全半焼し、828世帯2,152人が焼け出され、約15億7千万円の被害を受けた。

3. 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

国の基本計画をもとに、三沢市の地域特性を踏まえ、「事前に備えるべき目標」に沿って31の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1. 人命の保護が最大限図られること	1-1	地震等による建築物の倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-3	異常気象等による広域的かつ長期的な市街地の浸水や河川の大規模氾濫
	1-4	土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態
	1-5	暴風雪や豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う多数の死傷者の発生
	1-6	情報伝達の不備、まひ、長期停止や防災意識の低さ等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われること	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等により救助・救急活動等が実施できない事態
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者（市外からの来訪客等）への水・食料等の供給不足
	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能のまひ
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3. 必要不可欠な行政機能と情報通信機能を確保すること	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	3-2	電力供給停止等による情報通信のまひ・長期停止
4. 経済活動を機能不全に陥らせないこと	4-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	4-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	4-3	基幹的交通ネットワーク（陸上・海上・航空）の機能停止
	4-4	食料等の安定供給の停滞

5. 必要最低限のライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図ること	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
	5-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
	5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	5-4	地域交通ネットワークが分断する事態
6. 重大な二次災害を発生させないこと	6-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2	有害物質の大規模拡散・流出
	6-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	6-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7. 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備すること	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-4	鉄道・幹線道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

第4章 脆弱性評価

1. 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害による被害を回避するための対策（施策）や、社会経済システムの現状のどこに問題があるかについて把握するため、「脆弱性評価」を行った。

2. 脆弱性評価の実施手順

- ・ 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策を抽出し、その達成度や進捗を把握し、現状の脆弱性を総合的に分析・評価した。
- ・ 現状で把握できるデータや施策の進捗状況を踏まえて分析・評価を行った。
- ・ 施策の達成度を示す「重要業績評価指標（KPI）」を参考値として活用した。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

1. 対応方策取りまとめの考え方

- ・ 「脆弱性評価」の結果を踏まえ、今後必要となる取組・施策を検討し「対応方策」として整理した。
- ・ 取りまとめに当たっては、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに「脆弱性評価」の結果と「対応方策」を対比して掲載した。

2. 起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策

【資料1 ー 目次、概要（P 1～24）、全文（P 25～146）】

3. 施策の重点化

- ・ 限られた資源・財源で、国土強靱化の取組を効果的・効率的に推進するため、優先度の高い施策に重点化を図る必要がある。
- ・ 本計画では「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策について、「市民の命と暮らしを守る」観点から、重点化すべき施策を選定することとした。
- ・ 特に、人命に直接的・重大な影響を及ぼすリスクシナリオについては、これを回避するための施策について、優先的に実施することとした。
- ・ 施策の重点化に当たっては、このリスクシナリオを回避するための施策を中心に、「人命の保護」を第一義に、次に掲げる「重点化の視点」を考慮し、総合的に判断した。

重点化の視点	説 明
① 影響・効果の大きさ	「市民の命と暮らしを守る」観点から、影響・効果があるかなど
② 緊急性・切迫性	対応実施の緊急性や、災害リスクの切迫の度合い・頻度など
③ 一層の進捗を図る必要性	全国水準や目標値に照らし、一層の進捗を図る必要があるかなど
④ 総合振興計画における優先度	「第二次三沢市総合振興計画」等における位置付けなど
⑤ 市の役割の大きさ	市以外に適切な実施主体がない場合や、市の役割の大きさなど
⑥ 自助・共助の推進	地域の防災力・減災力の向上に資する取組かどうかなど

第6章 計画の推進

1. 計画の推進

本計画に掲げる施策の実効性を確保するため、庁内の各部局のみならず、国、県、関係市町村、民間事業者等、そして住民との連携を図りながら、効果的な施策の推進につなげていく。

2. 計画の進捗管理

本計画の推進に当たっては、「第二次三沢市総合振興計画」に係る政策・施策の点検結果（アウトルックレポート）など、既存の政策点検の結果を活用・集約し進捗状況を概括的に評価することにより、進捗管理を行う。

3. 他の計画等の見直し

本計画は、三沢市の様々な分野の計画等について、国土強靱化に係る事項を補完し、その着実な推進を図るための指針となるものであることから、他の計画等においては、計画の見直しや次期計画を策定する際には、本計画を踏まえた検討を行い整合を図ることとする。

三沢市国土強靱化地域計画

発行 三沢市

〒033-8666

青森県三沢市桜町一丁目1番38号

TEL 0176-53-5111 (代表)

FAX 0176-52-5655

URL <http://www.city.misawa.lg.jp/>

編集 三沢市総務部防災管理課

E-mail maw_bousaikanri@misawashi.aomori.jp